

松江市告示第 199 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項の規定により、松江農業振興地域整備計画を変更したので、同条第 4 項の規定により準用する同法第 12 条第 1 項の規定により告示する。

なお、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 4 項の規定により準用する同法 12 条第 2 項の規定により、当該変更後の松江農業振興地域整備計画書を松江市産業経済部農政課において縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 7 日

松江市長 上 定 昭 仁

